

臨床におけるオンライン診療の手引き

第 1 版

日本オンライン診療研究会

目次

序文

はじめに
手引き作成経過

総論

医師と患者の本人確認および所在
オンライン診療の患者の適切性
医師側の適切性
同意取得
オンライン診療実施時の環境
他医師との連携
緊急時の対処
処方

各論

生活習慣病

オンライン診療を併用する意義

高血圧

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

糖尿病

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

脂質異常症

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

高尿酸血症（痛風を含む）

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

アレルギー性鼻炎（花粉症を含む）

オンライン診療を併用する意義
基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

気管支喘息

オンライン診療を併用する意義
基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

アトピー性皮膚炎

オンライン診療を併用する意義
基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

バセドウ病

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

甲状腺機能低下症

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

小児科

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

強迫性障害

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

うつ病

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

パニック障害

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

ADHD

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

発達障害

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

ドライアイ

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

睡眠時無呼吸症候群（SAS）

オンライン診療を併用する意義
基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

難病

オンライン診療を併用する意義

パーキンソン病

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

潰瘍性大腸炎

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

関節リウマチ

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

てんかん

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

頭痛

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

めまい

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

ニコチン依存症

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

不妊症

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

低用量経口避妊薬、低用量エストロゲン・プロゲステロゲン配合剤（OC/LEP）

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

ED

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

AGA

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

蕁麻疹

オンライン診療を併用する意義
基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

尋常性乾癬

オンライン診療を併用する意義
基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

更年期障害

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

慢性胃炎

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

胃食道逆流症（GERD）

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

過敏性腸症候群

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

尋常性ざ瘡

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

口唇ヘルペス

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

爪白癬

基本となる治療・診療ガイドライン
オンライン診療を導入可能な状況
オンライン診療における診療内容
オンライン診療を控えるべき状況
その他の留意点

脂漏性皮膚炎

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

前立腺肥大症

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

過活動膀胱

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

月経困難症

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

認知症

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

不眠症

基本となる治療・診療ガイドライン

オンライン診療を導入可能な状況

オンライン診療における診療内容

オンライン診療を控えるべき状況

その他の留意点

序文

はじめに

この「臨床におけるオンライン診療の手引き」は、オンライン診療に携わる医師、医療機関向けに作成されたものである。

そもそもオンライン診療は、医師の医学的な判断と患者の合意のもとに活用される診療形態であり、よりよい医療のあり方を追求する前提において、その活用に関しては医師の責任の元に柔軟に行われて良いと考える。したがって、必ずしも全ての患者に本手引きを適用することを求めているわけではなく、また本手引きで言及した疾患以外に対するオンライン診療の活用制限するものではない。

しかしながら、オンライン診療という診療形態がまだ一般的とは言えない日本において、実地臨床での疑問点を整理し、できる限り事例を基に現時点での推奨を体系的にまとめることで診療の助けとなることを本手引きは目的としている。

各診療科、疾患におけるオンライン診療の有効性に関しては、医学的検証が行われているものと、行われていないものがあるが、本手引きでは、実際の実施例に基づき現時点で配慮すべき点について、整理することに重点を置いている。

また、本手引きは厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守することを前提とし臨床的な補完を目的としているが、一部の項目に関しては当該指針と重複する分野にも言及している。

作成経過

- 1) 対象者/利用者
オンライン診療に携わる医療者
- 2) 作成者
総括：日本オンライン診療研究会
協力学会：
- 3) 作成手順
 - a) 作成すべき対象領域の選択
原則として国内で一般的にオンライン診療が実施された実績のある疾患を日本オンライン診療研究会において議論し決定した。
 - b) 臨床上の配慮すべき点の明確化
会員からできる限り多くのポイントを抽出した。

総論

1. 医師と患者の本人確認および所在

オンライン診療を行うにあたり、医師及び患者の基本的な情報を確認すること。
また、医師は原則医療機関から行うべきであるが、医師が所在場所に関わらずタイムリーに対応できることによって医療の質を上げる可能性も考えられることから、医師の所在地については医療機関に限るものではない。ただし、医療機関外から行う場合は、患者に医師の所在場所を共有すること、及び診療に足る患者情報を確保できている環境で行うこと。

【1: 医師と患者の本人確認および場所に関するチェックリスト】

- 医師の所属医療機関や氏名等の情報を患者が認識した
- 患者の氏名や生年月日を確認した
- 医師および患者の所在場所等について確認し、カルテ記載を行った
- 医師と患者が相互に連絡先情報を確認した

2. オンライン診療の患者の適切性

オンライン診療は原則として、患者の疾患や病状、治療に対する理解度、社会的環境等をふまえて、最終的には医師の判断により適用患者を決定する。

しかしながら、悪用の可能性や診療の質の低下の懸念を防止するために、患者の適切性を確認することが望ましい。

また、詳細は各論に譲るものであるが、オンライン診療により当該診療が完結される場合は、病状が安定している、または経過が医師の想定範囲内に限られるべきである。急性疾患や慢性疾患の急性増悪が疑われる場合は、オンライン診療で完結することは許されず、対面診療による適切な医学的処置が行われるよう当該医師が指導すること。これは在宅診療においてオンライン診療を活用する場合も同様とする。

【2: オンライン診療に対する患者の適切性に関するチェックリスト】

- 保険証や医療証、または運転免許証などによる患者本人確認が可能である
- 病状や治療内容が安定しており、診療計画の予測と共有が可能である
- オンライン診療を受ける適切な環境を理解し整えることが可能である
- 症状に変化があった場合に、患者が認識し申告が可能である
- 診療に際して予期される緊急時の対応について患者が理解している

※小児患者の場合は保護者とともに確認すること

※認知症を伴う患者、または認知症が疑われる患者は介護者とともに確認すること

3. 医師・医療機関の適切性

オンライン診療を実施する際には、当然ながら対面と同様、もしくは対面での診察以上に患者との密なコミュニケーションが求められる。また、詳細な問診や視診から患者の病状を把握する必要があり、医師がオンライン診療を実施する上で十分な準備があるかどうかの判断はおおまかには以下の点について考慮したうえで下すべきである。

【3: オンライン診療に対する医師・医療機関の適切性に関するチェックリスト】

- 当該疾患についての対面診療の経験、知見が十分にある
- 患者それぞれに対して、オンライン診療を利用する目的と限界について説明が可能である

4. 同意取得

オンライン診療を行う際に、患者と最低でも以下の内容について合意し、同意を取得すること。同意取得はオンライン診療の開始前に行われることが望ましい。

同意取得には、最低限以下の項目が含まれる。

- 治療対象疾患名
- 予定されるオンラインでの診療内容
- 急変リスクと緊急時対応
- 利用予定のシステム
- オンライン診療を中止し、対面診療に切り替える場合の条件

情報は、患者が理解しやすい言葉で示すこと。これは、診療内容や急変リスクなど、医学用語が入る場合に特に気を付ける。

上記の同意内容に関しては医療機関及び患者双方が書面または電子的な記録で確認できること。

【4: 同意取得に関するチェックリスト】

- オンライン診療を行う際に患者に対して必要な同意取得を行なった
- 取得した同意内容を医療記録に記録した
- 同意内容について患者も確認可能である

5. オンライン診療実施時の環境

オンライン診療の提供に際しては、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に従うことが前提である。

そのうえで、できる限り診療が円滑に行われるよう、安定した通信状態はもちろんのこと、プライバシーの確保や安全性が満たされ、また診療に集中できる環境であることを確認する。

また、利用するシステムについては「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に加え、医療情報安全管理関連ガイドライン（いわゆる3省4ガイドライン）に従うものとする。さらに、テレビ通話機能を備えたSNS等のサービスについては、本人確認における不十分性や、問診表や必要なデータのやり取り等、オンライン診療の質を維持するために必要な機能が搭載されておらず、臨床現場で勧められるものではない。

【5: オンライン診療実施時の物理的環境に関するチェックリスト】

- ❑ カメラを利用して医師、患者双方のプライバシーが確保された空間である（原則として屋内空間が望ましい）
- ❑ 安定した通信状態が維持できる環境である（移動中ではないことが望ましい）
- ❑ 同席者がいる場合はその存在について明示され、医師、患者双方において合意がされ、診療録へ記載した
- ❑ 部屋の採光、ビデオ画質、目線などを確認し、医師、患者双方の表情をよく認識できる
- ❑ ビデオ音声の大きさや質が適切で、専門家、患者双方の声が明瞭に聞こえる
- ❑ 患者の本人確認及び診療に必要な情報の取得において十分なシステムを利用している

※診療に不要な同席者がいないことを医師患者が確認し、安心して診療を受けられる環境を作るよう努力すること。

6. 緊急時の対処

そもその前提として、オンライン診療は原則として急変症状がない患者を対象とするものであり、緊急時に診療を行うツールとして用いられるべきではない。

ただし、オンライン診察監督下で患者の病状に異変を感じた場合は、当該医療機関に対面での受診を指示することを原則とするが、患者の病状や環境を踏まえて、医学的に最善の判断を行うよう努めるものとする。

非診察中の緊急時に関しては、対面診療についても同等のリスクが存在しており本手引きで別途規定するものはないが、患者が然るべき医療的措置を受けられるよう日頃の診療で患者へ指導を行うことが望ましい。

【6: 緊急時の対処についてのチェックリスト】

- ❑ 患者の病状に異変を感じた場合、速やかに適切な医療機関への受診を指示した

各論

生活習慣病

オンライン診療を併用する意義

生活習慣病などの重症化予防が大切であるが、本人には痛い・辛いといった症状がなく、自発的な通院の継続は難しい。50代男性においては、糖尿病患者の4割が治療せず放置しており [1]、治療を開始したとしても、生活習慣病における服薬の継続率は徐々に落ちてしまうことが知られている[2]。

オンライン診療を「組み合わせる」ことで、通院の負担を軽減し、治療開始率及び通院継続率の向上の可能性がある。また、治療コントロールについても、対面診療と同等もしくはそれ以上の効果が期待できるものもある[3]。

[1] 平成24年「国民健康・栄養調査」

[2] Yeaw J, et al. J Man Care Pharm, 2009

[3] Diabetes Res Clin Pract. 2016 Jun;116:136-48.

高血圧

基本となる治療・診療ガイドライン

高血圧治療ガイドライン2014（日本高血圧学会）

オンライン診療を導入可能な状況

- 既に開始された降圧治療等により、目標血圧レベルに達しているまたは治療経過が良好であり、長期間にわたる血圧コントロールが求められる場合
- 生活指導や薬物治療に対する理解が深く、遵守できていることが確認できる場合

オンライン診療における診療内容

- 生活指導、薬物療法の継続
- 処方薬の軽微な変更

オンライン診療を控えるべき状況

- 想定される治療経過と異なる経過をたどっている場合
- 服薬、家庭での血圧、食事状況の改善といった受診と受診の間の医師から指示が守られない場合。この場合、対面での診察を原則とし、遵守が確認できた時点で、再度オンライン診療の実施について検討すべきである。

その他の留意点

- 病状の変化がなく、患者からの対面での診療の希望が特にない場合には、オンラインの診察が連続しても差し支えない。
- ただし、治療を進める上で必要な検査や処置については、対面診療での実施頻度と等しい間隔で実施し、オンライン診療を実施することで、必要な検査が抜け落ちたり、間隔が伸びることがないように、診療計画を作成し、予め患者と合意しておく必要がある。
- 処方薬を変更した後に、症状の変化や副作用が疑われる場合は速やかに対面診療を患者に指示する。